

■非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の概要

[後継者の要件]

- 会社の代表者であること
 - 先代経営者の親族^(注1)であること
 - 20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
 - 後継者と同族関係者で総株主等議決権数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合（一つの会社で適用される者は一人）
- (注1)「親族」とは、①6親等以内の血族（甥、姪等）、②配偶者、③3親等以内の姻族（娘婿等）である。

[計画的な承継に係る取組]

- 計画的な承継に係る取組（後継者の確定等）に関する経済産業大臣の確認

先代経営者

後継者

保有株式のうち後継者の保有している株式と合わせて3分の2に達するまでの株式を一括贈与

[先代経営者の要件]

- 会社の代表者であったこと
- 役員を退任すること
- 先代経営者と同族関係者で総株主等議決権数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合

[事業継続要件]

- 5年間の事業継続。具体的には、
 - ・代表者であること
 - ・雇用の8割以上を維持
 - ・贈与した対象株式の継続保有

確認

経済産業大臣

先代
経営者の
死亡

[確認基準]
相続税の納税猶予の適用要件のうち一定のものを満たすか否か

事業継続期間
(5年間)

会社

[認定対象会社の要件]

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- 非上場会社であること
- 資産管理会社に該当しないこと 等

認

[認定基準]
先代経営者、後継者及び会社に係る要件等に該当しているか否か。

経済産業大臣

事業継続期間終了後は、対象株式を継続保有していれば、猶予が継続。

- 先代経営者が亡くなった場合には、
- ①先代経営者から後継者に相続があったものとみなして相続税を課税し、
 - ②①で課税された相続税の納税猶予の適用が可能

※事業継続期間は毎年1回、その後は3年ごとに税務署長への届出も必要